

株式会社トータル建築確認評価センター  
 確認検査業務手数料表規定（非課税）  
 業務規程第38条に基づく確認検査手数料を次のとおり定める

平成25年10月1日改訂

種別	建築物の区分
①	・建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物 ・建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物 ※構造計算を行ったものは②とする。
②	①以外のもの

表:A 建築物に関する確認申請手数料

単位:円

床面積の合計	建築物の区分	
	①	②
30㎡以内のもの	9,000	40,000
30㎡を超え100㎡以内のもの	16,000	45,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	25,000	70,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	34,000	94,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	60,000	160,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	86,000	230,000

1. 建築物の区分①の確認申請で、消防同意が必要な場合、事務手数料として別途4,000円を加算します。
2. 天空率の審査が必要な場合、確認申請手数料に別途50,000円を加算します。
3. 計画変更による変更申請手数料は、原則平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達第4の1に示す方法での算定とします。なお、弊社が変更内容の審査が軽易であると判断した場合、建築物の区分①については9,000円(消防同意が必要な場合は4,000円を加算します。)、建築物の区分②については20,000円とします。
4. 同一棟増築の場合の申請手数料は、既存部分の床面積の1/2を算定面積に加算します。
5. 建築基準法第6条の3の適用がない確認申請手数料は、建築物の区分②とします。  
(変更申請手数料も同様とします。)
6. 構造計算書の添付を要しない100㎡を超える自動車車庫及び倉庫の確認申請手数料は、建築物の区分②から20,000円を引いた手数料とします。
7. エキスパンジョイント等により構造別棟とみなす場合、又は複数棟の建築物の構造審査が必要な場合は、1棟を増すごとに20,000円を加算します。
8. 他の機関で確認済証の交付を受けた建築物等の変更申請手数料は、当該床面積の合計とします。
9. 構造計算適合性判定が必要な建築物は、表Cの構造計算適合性判定手数料を別途加算します。
10. 構造計算適合性判定が必要な場合、確認申請手数料に事務手数料として別途10,000円を加算します。
11. 構造計算適合性判定が必要な申請でエキスパンジョイント等により別の建築物とみなす場合は、1棟ごとに事務手数料として別途10,000円と、構造計算適合性判定手数料がかかります。
12. 用途変更申請手数料は、当該床面積の合計の1/2を算定面積とします。

表:B 建築設備、工作物に関する確認申請手数料

単位:円

区分	確認申請手数料	変更申請手数料
昇降機	16,000/1基	9,000/1基
工作物	15,000/1基	8,000/1基

1. 昇降機単独の申請手数料は、1申請につき20,000円を加算します。
2. 工作物で構造計算書添付物件の場合、構造審査料として別途55,000円を加算します。
3. 昇降機で型式部材等製造者認証を受けたもの以外の確認申請・変更申請の場合は、確認申請手数料に別途55,000円を加算します。
4. 建築物に設置する工作物単独の申請手数料は、設置する建築物の床面積の1/2の審査手数料を加算します。

表:C 指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定手数料

単位:円

床面積の合計	ピアチェック	再計算
1000㎡以内	157,000	108,000
1000㎡超え2000㎡以内	209,000	134,000

## 建築物に関する中間検査手数料

単位:円

床面積の合計	建築物の区分	
	①	②
30㎡以内のもの	16,000	35,000
30㎡を超え100㎡以内のもの	25,000	40,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	33,000	55,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	48,000	75,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	70,000	100,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	130,000	160,000

1. 遠隔地での中間検査の場合、地域割増手数料を別途加算します。
2. 他の機関で確認済証の交付を受けた中間検査の申請は、弊社にて再度建築基準関係規定の適合性を確認いたしますので建築確認申請手数料と同額の費用を中間検査手数料に別途加算します。
3. 再検査の場合は、1回目の検査手数料の1/2の料金を申し受けます。

## 建築物に関する完了検査手数料

単位:円

床面積の合計	建築物の区分	
	①	②
30㎡以内のもの	18,000	40,000
30㎡を超え100㎡以内のもの	21,000	50,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	28,000	60,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	39,000	85,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	65,000	150,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	90,000	200,000

## 建築設備、工作物に関する完了検査手数料

単位:円

区分	完了検査手数料
昇降機	23,000/1基
工作物	16,000/1基

1. 遠隔地での完了検査の場合、地域割増手数料を別途加算します。
2. 他の機関で確認済証の交付を受けた完了検査の申請は、弊社にて再度建築基準関係規定の適合性を確認いたしますので建築確認申請手数料と同額の費用を完了検査手数料に別途加算します。
3. 建築基準法第7条の5の適用のない完了申請手数料は、建築物の区分②とします。
4. 再検査の場合は、1回目の検査手数料の1/2を申し受けます。
5. 構造計算書の添付を要しない100㎡を超える自動車車庫及び倉庫の完了申請手数料は、建築物の区分②から20,000円を引いた手数料とします。
6. 昇降機で型式部材等製造者認証を受けたもの以外の完了検査の場合、完了検査手数料に別途55,000円を加算します。

## 中間・完了検査地域割増手数料

単位:円

地域名	割増金額	市町村名
A地域	0 (地域割増なし)	いなべ市、東員町、桑名市、木曾岬町、朝日町、川越町、菰野町、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、津市、松阪市(D地区記載の飯南町、飯高町を除く)
B地域	16,000	明和町
C地域	20,000	伊賀市、多気町、伊勢市、玉城町
D地域	23,000	名張市、松阪市飯南町、松阪市飯高町、度会町
E地域	28,000	鳥羽市、志摩市
F地域	35,000	南伊勢町、大紀町、大台町
G地域	40,000	尾鷲市、紀北町
H地域	45,000	熊野市、御浜町、紀宝町

※記載以外についてはお問合せください。